

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	椎葉村 (45430)
地域名 (地域内農業集落名)	上松尾 (062上松尾)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	5 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	1.1 ha
② 田の面積	0.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における80才以上の農業者の農地面積の合計	0 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・2戸の農家により、協定を締結して共同活動を行っているが、戸数が少ないと活動の負担が大きく、労力の分散ができない。
- ・集落協定内に担い手となる認定農業者や認定新規就農者がいないため、担い手の育成が必要
- ・兼業率の高い農家で構成されているため、主業と農業のバランスをとりながらうまく農地を維持していく必要がある。そのため、地域外の農作業受託サービスなど連携の必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・自給作物である水稻作とシイタケ生産を組み合わせながら、農業集落を維持する。
- ・農業を担う者が極端に少ないため、村の農作業受託事業の利用を推進する。
- ・地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・担い手(認定農業者、認定新規就農者)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。その過程で、農地バンクによる農地集積が可能な農地の貸し付けを進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	0	%	将来の目標とする集積率 15 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地面積の目標は、1経営体、0.2ha(令和16年度時点) 現状の農地面積を100パーセント維持する。(令和16年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
新たな担い手を育成し、その担い手を中心にしながらも、地理的な制約を考慮しながら規模拡大を図る近隣の農家に農地の集積・集約化を進める。その際団地面積を維持するよう農地利用最適化推進委員と農業委員と調整しながら、農地バンクを通じて所有権移転や貸借契約を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
集落の中に農地バンクに貸し付けが可能な農地を把握するため、農地管理者の経営意向を踏まえ、できる農地から集約化する。その際農業委員会と調整しながら手続きを円滑に進める。
(3)基盤整備事業への取組
・農地の管理者において村補助事業等を利用して農地の基盤整備、鳥獣害対策に努める。 ・集落内で共同作業により農道、水路等の維持管理に務める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
集落内外から、多様な経営体を募り、経営体の意向を踏まえながら担い手として育成していくため、村・県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく支援に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
・椎葉村農作業受託組合と連携して、受託作業者を育成し、作業員の増加に努める。 ・自力での農地管理が難しい農地所有者と受託作業員のマッチングに努め、農地を維持していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】 ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。 ④これまで連続して畑地作物が作付けられている水田は、畑地化を進める。 ⑤水田耕作が困難な農地では、ユズ・柿等の果樹への転換を積極的に行う。 ⑦集落の共同活動による農地周辺や農道の草刈り管理、用排水路の維持を共同作業により行う。
--

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

公表用

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)							
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の色番号	備考			
1	利用者	須岡 郎	コメ、野菜、果樹	0.40	ha	ha	コメ、野菜、果樹	0.40	ha	ha	1	
2	利用者		コメ、野菜、果樹	0.66	ha	ha	コメ、野菜、果樹	0.66	ha	ha	2	
3					ha	ha			ha	ha		
4					ha	ha			ha	ha		
5					ha	ha			ha	ha		
6					ha	ha			ha	ha		
7					ha	ha			ha	ha		
8					ha	ha			ha	ha		
9					ha	ha			ha	ha		
10					ha	ha			ha	ha		
11					ha	ha			ha	ha		
12					ha	ha			ha	ha		
13					ha	ha			ha	ha		
14					ha	ha			ha	ha		
15					ha	ha			ha	ha		
16					ha	ha			ha	ha		
17					ha	ha			ha	ha		
18					ha	ha			ha	ha		
19					ha	ha			ha	ha		
20					ha	ha			ha	ha		
21					ha	ha			ha	ha		
22					ha	ha			ha	ha		
23					ha	ha			ha	ha		
24					ha	ha			ha	ha		
25					ha	ha			ha	ha		
26					ha	ha			ha	ha		
27					ha	ha			ha	ha		
28					ha	ha			ha	ha		
29					ha	ha			ha	ha		
30	合計		2経営体		1.06	ha	ha		1.06	ha	ha	

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	1	椎葉村農作業受託組合	耕耘、代掻き、田植え、稲刈り、米乾燥、牧草収穫、ロールラップ、ソバ収穫
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

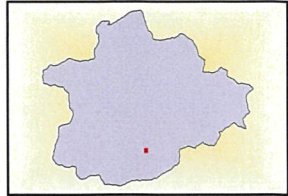
注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。





凡例	耕作色NO
圃場	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
	15
	16
	17
	18
	19
	20
	21
	22
	23
	24
	25
	26
	27
	28
	耕作者未定

